

松野町地域福祉計画

第2期

概要版

基本理念： 支えあい 安心して暮らせる 笑顔あふれる
福祉のまち 森の国まつの

地域福祉とは

「幸せなくらし」を意味する「福祉」の概念を地域社会に広げたもので、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域を基盤として互いに支え合い、助け合う地域社会を築く取組みを指します。

松野町地域福祉計画とは

社会福祉法の規定に基づく「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの取組によって地域福祉を推進するための本町の指針を定めた計画です。地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項を一体的に定めます。

自助・互助・共助・公助

自助：自分でできることは自分でする

日常生活において、自分でできる範囲のことはじぶんで行う。必要に応じて民間の福祉サービス等の利用を選択する。

互助：地域でお互いに支え合い、助け合う

近隣の人との日頃の声掛けや見守りをはじめ、ボランティアやNPO、住民組織での活動など、住民同士の支え合い、助け合い活動

共助：社会保険制度等を活用する

介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保険制度やサービスの提供を受ける

公助：行政などの公的なサービスを受ける

住民活動への支援や公的サービスの提供、人権擁護に関する取組や虐待防止など行政施策として行うべきもの

計画の位置付けと期間

第6次松野町総合計画

誇りと愛着を育む 協働のまち 「森の国」まつの～みんなでつなぐ笑顔と未来～

本計画 松野町地域福祉計画（第2期）

計画の期間：令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで（5年間）

松野町地域福祉計画 松野町障がい福祉計画 松野町子ども・子育て支援事業計画 松野町自殺対策計画

松野町高齢者福祉計画 松野町介護保険事業計画 松野町障がい児福祉計画 その他関連する個別計画

本計画に「松野町成年後見制度利用促進計画」及び「松野町再犯防止推進計画」を併せて位置付けます。

施策の展開

基本目標	政策の展開	自助	町民の皆さん一人ひとりが取組んでほしい活動	互助	地域住民同士や団体等が協力して取組んでほしい活動	共助 公助	松野町が取組む主な施策
① 地域福祉を学び 関心を高めよう！	1 福祉への関心を高める啓発の推進 2 福祉に関する学びの場の充実		○身近な地域の動きや福祉に関心を持ち、積極的に情報収集を行いましょう ○福祉教育、人権に関する講座やイベントに、積極的に参加しましょう。		○近所付き合いや見守り活動を大切にする地域づくりを進めます。 ○社会参加や生きがい活動につながる学習の機会を提供し、交流の充実を図ります。		○地域福祉に関する周知・啓発・情報提供 ○イベントや行事等への参加促進 ○学校等における福祉教育の推進 ○地域での学びの場の充実
② 住民主体の 地域福祉活動を 活発にしよう！	1 支え合いの関係づくり 2 地域福祉を推進するネットワークづくり		○挨拶や声かけなどを行い、隣近所や地域の人との関わりを深めましょう。 ○身近な地域活動に参加し、役員の引き受けなど積極的に関わりを持ちましょう。		○様々な機会や手段を活用して、福祉活動に関する情報を広く発信します。 ○地域・団体ごとの特徴を活用し合いながら、地域活動を実施しましょう。		○地域の団体への支援 ○身近な地域での支え合いの関係づくり ○協働しやすい環境づくり ○森の国まつりの・ききされネットワークの推進
③ 地域で交流の 機会と場を つくろう！	1 交流の機会づくり 2 交流の拠点づくり		○世代間交流に仲間を誘って積極的に参加し、様々な人と知り合いましょう。 ○地域で身近な活動を行う「集いの場」の情報入手し、自主的な活動に積極的に活用しましょう。		○地域の交流の場や地域活動に、誰もが気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。 ○地域活動の場として、施設や空き家などを活用し、地域住民の交流活動の拠点づくりに協力します。		○誰もが交流できる機会づくり ○交流活動への支援 ○支援拠点機能の充実 ○自主グループへの支援
④ 地域活動や ボランティア活動に 参加しよう！	1 ボランティア活動への参加を促進		○ボランティア活動に関する情報を収集し、活動への理解を深めましょう。 ○関心が持てるボランティア活動があれば、チャレンジしてみましょう。		○ボランティア活動について、広く情報提供し、その募集や呼びかけを行います。 ○ボランティアへの登録を促進し、安心して活動できる環境づくりに努めます。		○地域活動への参加促進 ○ボランティア団体の育成 ○高齢者の社会参加の促進 ○地域に開かれた学校づくりの促進
⑤ 地域活動の 担い手を 育てよう！	1 地域活動の担い手の育成 2 専門的人材の確保		○培った知識や経験を次世代に伝え、活動を地域に根付かせましょう。 ○子どもや家族などに、福祉専門職の大切さについて話をしてみましょう。		○地域の福祉活動を通じて、活動の担い手の発掘、育成に取り組めます。 ○地域活動の担い手を養成するための講座や研修会を開催するとともに、行政等の取組みに協力します。		○地域福祉を担うリーダーの育成 ○地域おこし協力隊等の活用 ○専門的な福祉の担い手の育成 ○地域福祉コーディネーターの育成支援 ○福祉分野への就労支援
⑥ 悩みがあれば 抱え込まずに 相談しよう！	1 きめ細かな相談支援体制づくり 2 相談支援機関のネットワークづくり		○不安や悩みごとがあれば、個人や家族で抱え込まず、相談窓口を積極的に活用しましょう。 ○悩みや困りごとを抱える人に気付いたら、相談先を紹介しましょう。		○地域住民による見守り活動を促進します。 ○地域の集いの場を活用し、声かけや見守り活動を促進します。 ○社会福祉協議会や行政による包括的な相談支援体制づくりに協力します。		○相談しやすい環境の整備 ○相談支援における連携の仕組みづくり ○制度の狭間にある人への対応 ○地域福祉のネットワークづくり ○包括的な支援体制の整備
⑦ 福祉サービス等を 適切に利用しよう！	1 福祉サービスの充実と利用促進 2 社会保障の充実		○どのような福祉サービスや制度があるか、町や社会福祉協議会等が発信する情報を確認しておきましょう。 ○支援を受ける場合は、適正な量の支援を受けよう心がけましょう。		○様々な機会を活用して福祉の制度やサービスに関する情報を発信します。 ○地域の生活課題を話し合う場に参加し、困りごとを抱える人の早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。		○福祉サービスの適切な利用促進と質の確保 ○インフォーマルサービスの促進 ○複合的課題への対応 ○生活困窮者自立支援制度の推進 ○国民健康保険事業の健全な運営
⑧ 人権を 大切にしよう！	1 人権尊重に向けた啓発の推進 2 包括的な権利擁護の推進 3 成年後見制度の利用促進 <small>(松野町成年後見制度利用促進基本計画)</small>		○人権の尊重や暴力防止についての学習の機会に、積極的に参加し、理解を深めましょう。 ○身近に権利擁護の必要がある人に気付いたら、町などに連絡しましょう。		○見守り活動を促進するため、様々な機会を通じて意識啓発を推進します ○権利擁護の支援を必要とする人がいたら、町の相談窓口等へつなぎ、サービスの利用を促します。		○人権意識の啓発 ○虐待防止の推進 ○権利擁護の推進 ○早期の段階からの相談支援体制の整備 ○地域における協議体づくり
⑨ 人にやさしい 地域共生のまちを つくろう！	1 防災・防犯体制の充実 2 誰もが暮らしやすい生活環境づくり 3 再犯防止に向けた取組の推進 <small>(松野町再犯防止推進計画)</small>		○日頃から避難場所や避難経路、防災用品を確認しておきましょう。 ○困っている人がいたら、積極的に手助けをしましょう。 ○立ち直りを支える取組みへの理解を深めましょう		○実情に合った防災訓練を実施します。 ○差別や無視、いじめ等を行わない地域づくりに努めます。 ○再犯防止に関する地域での理解を促進します。		○防災意識の啓発と体制の強化 ○防犯対策の推進等良好な生活環境の整備 ○地域連携力の強化による持続可能なまちづくり ○各種団体との連携及び地域の理解促進

本計画は地域共生社会を目指します！

地域共生社会実現の全体像イメージ

地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会とされています。

地域

- 支え合い・助け合いの意識の醸成
- 住民の気付きによる早期発見
- 「我が事」意識による課題解決に向けた取組



松野町



- 公的福祉だけではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を再構築しようという取組です

- 困った人の問題を「我が事」として受け止める気付きの体制をつくります。

- 地域だけで解決できない問題は、行政（町）につなげます。

- 行政も縦割りをなくし、あらゆる分野の連携（ネットワーク）により個別の課題を「丸ごと」受け止め、解決に向けた体制を整えます。

包括的支援体制の構築

計画の推進

地域福祉を推進するためには、行政や事業者が提供するものだけでは不十分で、住民一人ひとりが地域の主役となり、互いに助け合い、協力し合い、地域が協働で福祉のまちづくりを行うことが不可欠となります。計画の推進していくには、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり主体性をもちながら、包括的に取組むことが重要です。

町民の役割	地域の組織・団体の役割	福祉サービス事業者の役割	社会福祉協議会の役割	行政の役割
一人ひとりが地域福祉に対して関心を持ち、学び、理解を深め、日ごろから顔の見える関係を気付き、支え合い、助け合いの心を育む	地域の活動団体は、組織的に地域福祉を支える基盤となり、町民の多様な福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、行政等へ施策提言などを行う	サービスの質の確保や従事者の資質の向上、サービス内容の情報提供などを行うなかで、町民の福祉活動への参加の支援などに取組む	地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域の関係機関や団体と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくという重要な役割を担う	本計画の施策・事業を総合的に実施し、地域福祉の推進に取組み、連携・協働し、住民の主体的な活動を最大限に尊重しながら、地域福祉の推進に努める

本計画の実効性を確保するため、定期的に進捗状況の管理と評価を行います。PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を通じて、継続的な改善を図りながら、実情に応じた計画推進に努めます。

発行／令和8（2026）年3月
発行者／愛媛県 松野町 町民課

〒798-2101 愛媛県北宇和郡松野町松丸343
TEL (0895) 42-1111 FAX (0895) 42-1119

